

# 10. 関係条文

## 10-1 都市緑地法（抜粋）（最終改正：令和2年6月10日法律第43号）

### 第四章 緑化地域等

#### 第一節 緑化地域

（緑化地域に関する都市計画）

第三十四条 都市計画区域内の[都市計画法第八条第一項第一号](#)に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、[都市計画法第八条第三項](#)第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

（緑化率）

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が[政令で定める規模](#)以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び[政令で定める範囲内の増築](#)を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
- 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例）

第三十六条 [建築基準法第八十六条第一項](#)から第四項まで（これらの規定を同法[第八十六条の二第八項](#)において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、[政令で定めるところ](#)により、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

- 2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等緑化率条例」という。以下同じ。）による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において、[政令で定める基準](#)に従い、行うものとする。
- 3 地区計画等緑化率条例には、第三十七条及び前条の規定の例により、違反是正のための措置並びに報告の徴収及び立入検査をすることができる旨を定めることができる。

第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、[国土交通省令で定めるところ](#)により算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、[建築基準法第六条第一項](#)に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 [建築基準法第三条第一項](#)各号に掲げる建築物
- 二 [建築基準法第八十五条第一項](#)又は[第二項](#)に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

- 三 [建築基準法第八十五条第二項](#)に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 [建築基準法第八十五条第五項](#)又は[第六項](#)の許可を受けた建築物

に改正

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、[国土交通省令で定めるところ](#)により、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

- 2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。
- 4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の[管理の方法の基準を定める](#)ことができる。

## 第十章 罰則

第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十二条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者
- 四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は[第三十八条第一項](#)（[第四十三条第四項](#)において準用する場合を含む。）の規定による立

入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

[目次に戻る](#)

第八十条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

## 10-2 都市緑地法施行令（抜粋）（最終改正：平成29年6月14日政令第158号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第九条 [法第三十五条第一項](#)の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を[別に定める](#)ことができる。

（緑化率の規制の対象とならない増築の範囲）

第十条 [法第三十五条第一項](#)の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第338号）第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

（報告及び立入検査）

第十一条 市町村長は、[法第三十八条第一項](#)（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が[法第三十五条第一項の政令で定める規模以上](#)の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（[法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。](#)）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、[法第三十八条第一項](#)の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が[法第三十五条第一項](#)の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（地区計画等緑化率条例による制限）

第十二条 [法第三十九条第二項](#)の地区計画等緑化率条例（以下この条において「地区計画等緑化率条例」という。）による建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えないものとする。

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

- 一 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定
- 二 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外に関する規定
- 三 増築後の建築物の床面積の合計が地区計画等緑化率条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない建築物の増築についての適用の除外に関する規定
- 四 [法第三十五条第二項](#)の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

## 10-3 都市緑地法施行規則（抜粋）（最終改正：平成29年8月2日省令49号）

（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）

第九条 [法第四十条](#)の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

- (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
- (2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

- (3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

- (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

（この式において、A、 $T_1$ 、 $T_2$ 、 $T_3$ 、 $T_4$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

$T_1$  高さが四メートル以上の樹木の本数

$T_2$  高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

$T_3$  高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

$T_4$  高さが一メートル未満の樹木の本数

- (ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

- ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

（緑化施設の工事の認定の手続）

第十条 [法第四十三条第一項](#)の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに[建築基準法第六条第一項](#)又は[第六条の二第一項](#)の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十九条 [建築基準法第六条第一項](#)又は[第六条の二第一項](#)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が[法第三十五条](#)若しくは[第三十六条](#)の規定又は[法第三十九条第二項](#)の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

## 10-4 緑のまちづくり条例（抜粋）

### 第五章 緑の創出に関する施策

#### 第一節 緑化地域等

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第23条 [都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という。）第9条ただし書](#)に規定する緑化率（[法第34条第2項](#)に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) [建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項](#)の規定による建築物の建蔽率（同項に規定する建蔽率をいう。以下同じ。）の最高限度が10分の6以下の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、[建築基準法第53条第3項](#)又は[第4項](#)の規定により、建蔽率の最高限度が10分の6を超える建築物にあっては、500平方メートル

(2) 建蔽率の最高限度が10分の6を超える区域内にあっては、500平方メートル

2 建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

（市の施設の緑化）

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 [法第35条](#)の規定による規制の対象となる建築物のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度（[法第35条第4項](#)の規定が適用される場合にあっては、同項の規定により定められた建築物の緑化率の最低限度）の数値に規則で定める数値を加えたものとする。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第25条 [法第35条](#)の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築（同条第1項に規定する新築又は増築をいう。第26条において同じ。）をしようとする者は、緑化施設（[法第34条第2項](#)に規定する緑化施設をいう。以下同じ。）に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）[第8条の3の規定](#)による規則の対象となる建築物の新築又は増築の場合に準用する。

（緑化施設の工事の完了を証する書面の交付）

第25条の2 市長は、前条第1項（同条第2項において準用する場合も含む。）の届出があった場合において、当該建築物の緑化率が、[法第35条](#)又は[第36条](#)の規定に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

（緑化施設の管理）

第25条の3 [法第44条](#)に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。

(2) 建築物の屋上又は壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回、点検に努めること。

(3) 施肥、農薬等の使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

(条例による緑化率の規制)

第26条 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000㎡未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの

(2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの

3 市長は、第1項の規定する建築物が、同項の規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。

4 第1項の規定が適用される場合においては、[法第40条](#)並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

(立入調査)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求め、または資料を提出させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査することができる。

3 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則（平成20年条例第28号）

1 この条例は、平成20年10月31日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例第26条第1項の規定による協議を行い、新築又は増築に着手している建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第41号）

この条例は、平成21年10月31日から施行する。

附 則（平成29年条例第50号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第1号、第24条第2項及び第26条の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項の規定により緑化率の規制の対象とならない建築物であって、新築又は増築に着手しているもの及び旧条例第26条第4項の規定による認証を受けている建築物については、なお従前の例による。

## 10-5 緑のまちづくり条例施行細則（抜粋）

### 第三章 緑の創出に関する施策

#### 第1節 緑化地域等

（緑化率適合証明）

第18条 [省令第29条の規定](#)による証明を受けようとする者は、緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化施設概要書（第12号様式。以下「概要書」という。）及び別表第2に掲げる図書（写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定による証明は、緑化率適合証明等通知書（第12号様式の2）を申請者に交付することによって行うものとする。

（緑化率の規制の適用除外許可）

第19条 [法第35条第2項各号](#)又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）[第8条の3第2項](#)第3号から第5号までの規定による許可を受けようとする者は、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）、概要書及び別表第2に掲げる図書（写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 法第35条第2項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可は、緑化率規制適用除外許可等通知書（第12号様式の4）を申請者に交付することによって行うものとする。

#### 第20条 削除

（緑化施設の工事の認定）

第20条の2 [法第43条第1項](#)の規定による認定を受けようとする者は、[省令第10条](#)に規定する申請書、概要書及び同条の表に掲げる図書それぞれ3部並びに別表第2に掲げる図書のうち写真及び撮影位置図それぞれ1部に同条に規定する確認済証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第43条第1項の規定による認定は、緑化施設工事完了延期認定通知書（第12号様式の5）を申請者に交付することによって行うものとする。

（申請取下届）

第20条の3 第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下届（第12号様式の6）2部を市長に提出しなければならない。

（申請書等記載事項変更届）

第20条の4 第18条第2項、第19条第2項又は第20条の2第2項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付に係る工事を完了する前に、その申請書及び添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）2部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書等記載事項変更届について参考となる資料の提出を求めることができる。

（工事取止届）

第20条の5 第18条第2項又は第19条第2項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付に係る工事を取り止めたときは、遅滞なく、工事取止届（第12号様式の8）2部を市長に提出しなければならない。

（条例第24条第2項の規則で定める数値）

第20条の6 [条例第24条第2項](#)の規則で定める数値は、10分の0.5とする。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第20条の7 [条例第25条](#)（[条例第26条第4項](#)において準用する場合を含む。）の規定による届出は、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）、概要書及び別表第2に掲げる図書（付近見取図並びに写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ3部（[法第43条第1項](#)の規定による認定を受けた場合又は[条例第26条第4項](#)において準用する場合にあつては、それぞれ2部）並びに別表第2に掲げる図書のうち写真及び撮影位置図それぞれ1部を市長に提出することによって行うものとする。

2 [条例第25条の2](#)（[条例第26条第5項](#)において準用する場合を含む。）の規定による証明は、緑化施設工事完了確認証明通知書（第12号様式の10）を届出者に交付することによって行うものとする。

(準用)

第20条の8 [条例第26条第1項](#)の規定が適用される場合においては、第18条、第19条及び第20条の2から第20条の4までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条	省令第29条の規定による証明	条例第26条第3項の規定による認証
第19条第1項	法第35条第2項各号又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可	条例第26条第2項の規定による認定
第19条第2項	法第35条第2項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可	条例第26条第2項の規定による認定
第20条の3	第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項	第20条の7の規定において準用する第18条第1項又は第19条第1項
第20条の4	第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項	第20条の7の規定において準用する第18条第2項又は第19条第2項
第20条の5	第18条第2項又は第19条第2項	第20条の7の規定において準用する第18条第2項又は第19条第2項

附 則（平成20年規則第98号）

- 1 この規則は、平成20年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定による緑化率適合証明の申請その他緑化率の規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとするために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年規則第107号）

- 1 この規則は、平成21年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定による緑化率適合証明の申請その他緑化率の規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとするために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際既に着手していた建築物の新築又は増築については、新規則第19条の2の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定、第19条の2を削る改正規定、第20条、第20条の7、第20条の8、第11号様式及び第12号様式の2から第12号様式の4までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

[目次に戻る](#)

附 則（令和元年規則第3号）

1 この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第95号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第 号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

別表第2（第18条第1項、第19条第1項、第20条の2第1項、第20条の7第1項関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、用途地域等及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
求積図及び求積表	緑化施設の面積の算出根拠
個別詳細図 （屋上緑化の場合は断面図、壁面緑化の場合は立面図及び断面図、補助資材を使用する場合はその仕様が確認できる図書）	緑化施設の詳細
写真及び撮影位置図	緑化施設の位置、撮影位置及び撮影方向

## 10-6 名古屋市緑化地域制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）及び緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「屋外」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に示される建築面積に算入されない部分をいう。

2 「建築物の外壁」とは、建築物の屋内と屋外を区別する壁のうち、屋外に面している部分をいう。

3 「建築物の外壁に準ずるもの」とは、ベランダやバルコニーの壁面、建築物本体と一体となったからぼり（ドライエリア）の周壁及び建築物の一部として建築物の外周から50cm以内（屋上の場合は外周のパラペットから50cm以内）に概ね直立に整備された構造物（モルタル、ボルト及び溶接などで建築物にしっかりと固定されたものに限る。）のうち、屋外に面している部分をいう。

4 「壁面緑化」とは、緑化施設を建築物の外壁及び建築物の外壁に準ずるものに、植物・資材の落下が生じない様に整備することをいう。

5 「樹冠の水平投影面積」とは、樹木の枝により形づくられる外郭線（一部の突出した枝は含まない）に囲まれた部分を水平面に投影した面積をいう。

6 「樹木の高さ」とは、植え付け時において樹木の樹冠の頂端（一部の突出した枝は含まない）から根鉢の上端までの垂直高をいう。

7 「高木」とは、樹木の高さが4.0m以上の樹木をいう。

8 「中高木」とは、樹木の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木をいう。

9 「中木」とは、樹木の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木をいう。

10 「低木」とは、樹木の高さが1.0m未満の樹木及びタケ類をいう。

11 「植栽基盤」とは、樹木、芝、その他の地被植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われており、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）第9条に定める面積以上の植栽がされている部分で、敷地の他の部分と分けられているものをいう。

12 「緑化駐車場」とは、駐車場としての用途を兼ねる緑地をいう。

13 「緑化面積」とは、省令第9条における「緑化施設の面積」をいう。

14 「エスパリエ」とは、樹木を壁面や塀などに誘引して緑化する手法をいう。

15 「水流等」とは省令第9条第2号ニに規定する緑化施設で、自然的景観を有し、常時表面が水面に覆われている部分をいう。

16 「園路等」とは省令第9条第2号ホに規定する緑化施設で、都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。

(制限の異なる区域に敷地がまたがる場合の緑化率の最低限度)

第3条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域と、条例第26条に規定される緑化率が制限される区域にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たも

のの合計以上でなければならない。

(適用除外物件)

第4条 次の各号に掲げる建築物は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第35条第2項第1号の建築物

都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物

(2) 法第35条第2項第2号の建築物

学校、工場等及び交通関連施設

(3) 法第35条第2項第3号の建築物

敷地の全部又は一部が地山状態において高低差5m以上かつ勾配30度以上の崖地がある敷地内の建築物

2 法第35条第3項の許可に付する条件は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。ただし、工場立地法の対象となる工場が工場立地法受理書の交付を受けた場合は、第2号に定める条件は付さないものとする。

(1) 前項第1号の建築物の場合

事例ごとに判断する。

(2) 前項第2号の建築物の場合

次の表の左欄に掲げる建築用途に応じたそれぞれ同表の右欄に掲げる除外物件の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

建築用途	除外物件 (法令で離隔エリアが定められているものはその面積も含む)
学校等	○グラウンド
	○屋外プール
工場等	○軌道敷
	○煙突、パイプラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定設備
	○高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	○ガス事業法に規定するガス工作物など
	○消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
交通関連施設	○港湾法に規定する外郭施設
	○鉄道事業法に規定する軌道など
	○軌道法に規定する軌道など
	○道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路附属物など
	○自動車運送事業の営業所・転回所における車路および駐車場（大型車が利用するものに限る）

(3) 前項第3号の建築物の場合

地山状態の高低差 5m以上かつ勾配30度以上の崖地においては水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

3 法第35条第3項の許可に付する条件が無い場合は、条例第25条に規定する緑化施設の工事の完了の届出を省略することができる。

(緑化施設工事完了延期認定)

第5条 法第43条第1項に規定する「気温その他のやむを得ない理由により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (2) 一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (3) その他、物理的に植栽が不可能又は植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合
- (4) その他のやむを得ない理由により緑化施設に関する工事が完了できない場合

2 次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等を確実に除却する旨の証明を提出しなければならない。

また、原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(2) 前項第2号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

引き続き行われる工事の建築確認申請の写し等を提出しなければならない。

(3) 前項第3号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の2週間前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

(4) 前項第4号に該当する場合

原則として、建築工事完了予定日の1ヶ月前までに工程表を添えて緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。工事を完了した時点で緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(樹木の緑化面積の計算方法)

第6条 省令第9条第2号イ(3)(以下「S1③」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、同一の植栽基盤内の樹木は全てS1③で計算しなければならない。

2 植栽基盤が縁石などにより明確に区分されている場合は、2箇所の植栽基盤とみなす。

3 省令第9条第2号イ(1)に基づき緑化面積を計算する場合、この面積は、樹冠を直行する2本の直径の平均を直径とした円とみなして算出することができる。

4 省令第9条第2号イ(2)(以下「S1②」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、次の表の左欄に

掲げる樹木に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる面積を1本当りのみなし樹冠の緑化面積とすることができる。

樹木の種類	面積
高木	13.8㎡
中高木	8.0㎡
中木	3.8㎡

- 5 S1②に基づくみなし樹冠が建築物などに重なる部分は緑化面積として計上できない。ただし、樹木の高さが建築物の高さを超える場合は、重なる部分を緑化面積として計上することができる。
- 6 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、植栽基盤の中に芝その他の地被植物があるときは、芝その他の地被植物の緑化面積を樹木による緑化面積とみなして計上することができる。
- 7 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。

(芝その他の地被植物で表面が被われている部分の面積の計算方法)

第7条 省令第9条第2号ロ(以下「S2」という。)に基づき張芝の緑化面積を計算する場合、7分張以上の張芝を行っていれば、張芝を行った植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、7分張未満の場合は、目地部分を除いた実際の張芝の水平投影面積を緑化面積とする。

- 2 S2に基づき地被植物の緑化面積を計算する場合、原則16株/㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲ及びそれに類する地被植物に関しては、36株/㎡以上とする。
- 3 S2に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
- 4 緑化駐車場は、原則として緑化保護資材を使用しなければならない。緑化保護資材を施工した面積に緑化保護資材の緑化率×1.25を乗じた値を緑化面積とする。ただし、乗じる値は0.80を上限とする。また、車室における車両下部分を緑化する場合においては、車止めから奥行2.5m、幅員0.7mを上限として緑化保護資材を使用しないことができる。駐車場所の前後に、壁・生垣などがあり、車止めを設置しない場合は、壁の表面(生垣にあっては生垣の幹の中心)から0.5mの位置を車止めの位置とみなす。
- 5 緑化駐車場の緑化面積は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に掲げる式により算出するものとする。

- (1) 緑化率が64%以上である緑化保護資材を使用する場合 緑化保護資材の設置面積×0.8
- (2) 緑化率が64%未満である緑化保護資材を使用する場合 緑化保護資材の設置面積×製品ごとの緑化率×1.25
- (3) 緑化保護資材を使用しない場合 植栽基盤の水平投影面積

6 つる性植物などがパーゴラなどの緑化資材を平均して30cm以下の間隔で被っている場合には、その部分の水平投影面積をS2に基づく緑化面積として計上することができる。

(池・水流等の面積の計算方法)

第8条 本条及び第10条における「植栽等」とは、緑化面積として計上することができる緑化施設から、省令第9条第2号ホ(以下「S5」という。)に基づき計算される緑化施設及び緑化駐車場を除いたものをいう。

2 省令第9条第2号ニ(以下「S3」という。)に基づき池・水流等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 池の場合、池の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。

- (2) 水流の場合、水流の両側が植栽等に面していること。
  - (3) 水流の場合、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていること。
  - (4) 池もしくは水流に面している一体の植栽等が、池もしくは水流の面積以上であること。
  - (5) 池もしくは水流の底の表面が、土もしくは石（切石も可）で被われていること。
- 3 一つの水流の中で前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS3に基づく緑化面積として計上することができる。

（花壇等の面積の計算方法）

第9条 省令第9条第2号ハ（以下「S4」という。）に基づき花壇等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壤改良などが施されていること。
  - (2) 適宜植替えが必要な植物が年に6ヶ月以上植えられていること。
  - (3) 原則として緑化工事完了時に植え付けなどがされていること。
- 2 S4に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
- 3 プランターやコンテナ等は原則として緑化面積に計上できない。ただし、容積が概ね50ℓ以上のものをアンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定する場合、緑化面積として計上することができる。
- 4 省令第9条第2号イに基づき緑化面積を計算する場合、前項の規定を原則として準用する。

（土留・園路等の面積の計算方法）

第10条 S5に基づき土留を緑化面積として計上するためには、少なくとも土留の片側が植栽等に面していなければならない。

- 2 前項において、建築物の躯体を土留として利用している場合等は対象外とする。
- 3 S5に基づき園路を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
- (1) 園路の両側が植栽等に面していること。
  - (2) 園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であること。
  - (3) 園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていること。
  - (4) 日常的な車両通行がないこと。
- 4 一つの園路の中で、前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS5に基づく緑化面積として計上することができる。
- 5 前2項において、園路の中や園路に面した位置にある第1項で規定する土留は、園路として扱うことができる。
- 6 S5に基づき「植栽等と一体となった小規模な広場（以下「広場」という。）」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
- (1) 広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。
  - (2) 広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であること。
- 7 前項において、広場の中や広場に面した位置にある第1項で規定する土留は、広場として扱うことができる。
- 8 S5に基づき「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝（以下「配管等」という。）」を緑化面積とし

て計上するためには、配管等は植樹帯の中に設置されていなければならない。

9 前項において、第3項で規定する園路や第6項で規定する広場の中や広場に面した位置にある配管等は、それぞれ園路、広場として扱うことができる。

10 S5に基づき「ベンチ等」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 植栽等もしくは第3項で規定する園路、第6項で規定する広場の中に設置されていること。
- (2) 施設のうち、緑地の利用や維持管理に関する施設であること。
- (3) 1施設の面積が1㎡未満であること。

11 S5に基づき土留を緑化面積として計上する場合、その天端の水平投影面積を計上する。

12 S5に基づく緑化面積は、全緑化面積の1/5を超えない範囲まで計上することができる。

(屋上緑化の面積の計算方法)

第11条 建築物その他工作物の上面に整備された省令第9条第2号に掲げる緑化施設の面積は、屋上緑化の面積として計上しなければならない。

2 トレイ、マット、パネル等を使用した緑化を行う場合の緑化面積算定方法は原則として、1枚当たりの面積(外寸)×使用枚数で計算する。この場合において、トレイ、マット、パネル等の周囲を囲む縁石等はS5の土留めとして計上することができない。

(壁面緑化の面積の計算方法)

第12条 省令第9条第1号(以下「S7」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、建築物の外壁の植物が生育するために必要な資材または植物で覆われている部分の鉛直投影面積(水平面に対して垂直な面に投影した面積)を緑化施設の面積として計上する。ただし、明らかに植物の生育が見込まれない部分まで緑化施設の面積として計上することはできない。

2 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、3株/m以上の密度で植栽されていなければならない。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。

3 一年草による壁面緑化は、緑化面積として計上できない。

4 傾斜した壁面を緑化する場合、「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直方向の高さ」を緑化面積として計上することができる。ただし、「緑化施設の水平投影面積」として計算した緑化面積が、上記計算方法で算出された緑化面積より大きい場合は、「緑化施設の水平投影面積」として計算した緑化面積を屋上緑化として計上する。ただし、この場合において屋上緑化と壁面緑化を重複して計上することはできない。

5 壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して緑化面積を計上することができる。ただし、前項において「緑化施設の水平投影面積」を選択した場合は重複して計上することができない。

6 建築物の外壁に準ずるものに緑化施設を整備する場合は、原則として建築物の外側(建築と一体となったからぼり(ドライエリア)の周壁は除く。)を緑化するものとする。

7 建築物の外壁に沿わせてフェンス等の自立式壁面を設置して緑化する場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。
- (2) 原則として建築物の外側に緑化されていること。

8 建築物の外壁に沿わせて生垣を植栽する場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 生垣の幹の中心から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。
- (2) 中木以上の樹木が2本/m以上植栽されていること。

9 建築物の外壁に沿わせてエスパリエを行う場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 樹木の幹の中心から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。

(2) 中木以上の樹木が植栽されていること。

10 建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設についても、S7に基づき緑化面積を計算することができる。

11 同一水平面において、1m以内に複数の建築物の外壁に準ずるものによる壁面緑化が存在する場合は、S7に基づく緑化面積は重複計上できない。

12 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、つる性植物を誘引するためのワイヤー等資材の設置間隔は30cm以下とする。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。

13 屋根と柱で構成される建築物（これに類するものを含む。）について、柱間を緑化する場合は、当該緑化が、建築物の外壁又は建築物の外壁に準ずるものに緑化した場合と同様の外観を整えるものと認められる場合は、当該緑化については、建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設とみなす。

（緑化施設工事完了時における現地確認）

第13条 市長は、条例第25条の届出があった場合、当該届出にかかる緑化施設が緑化率の規制に適合しているかどうかについて職員に現地を確認させることができる。

（敷地に名古屋市外の区域を含む場合）

第14条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域あるいは条例第26条に規定される緑化率の最低限度が定められた区域と、名古屋市外の区域とにわたる場合においては、条例第23条にいう敷地面積は、その敷地の当該区域内にある各部分の面積の合計とする。

2 前項の場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（名古屋市外の区域にあっては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（市が設置する建築物）

第15条 条例第24条第2項にいう「市が設置する建築物」は、原則として次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第158号。以下「条例施行細則」という。）

に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）の申請者（以下「申請者」という。）が市長または上下水道局長、交通局長、病院局長（以下「市長等」という。）である建築物

(2) 申請者が複数である場合、申請者のうち少なくとも1名が市長等である建築物

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）に基づき、市長等が選定した特定事業を実施する民間事業者が申請者である当該建築物

(4) 申請者と建築後の建物所有者が異なる場合で、建築後の建物所有者が名古屋市である建築物

（申請書等に記載する数値）

第16条 省令第10条に規定する申請書及び条例施行細則に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化施設概要書（第12号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）、申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）に記載する次の表の左欄に掲げる事項の数値は、原則として同表の右欄に掲げる記載基準のとおりとする。

事項（単位）	記載基準
緑化率（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
緑化率の最低限度（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
緑化施設の面積（㎡）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
敷地面積（㎡）	小数点以下第3位を切り捨て第2位まで記載
増築割合（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
園路、土留等の面積の割合（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載

2 第3条の規定が適用される場合、前項の規定にかかわらず、条例施行細則に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）、申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）に記載する条例第26条の規定による緑化率の最低限度の数値は、小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載する。

（雑則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 10-7 名古屋市緑化地域制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）、緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）及び名古屋市緑化地域制度実施要綱（平成22年3月施行。以下「要綱」という。）に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な細目を定めることを目的とする。

(適用除外対象物件)

- 第2条 要綱第4条第2項第2号にいう建築用途のうち「学校等」とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等をいう。
- 2 要綱第4条第2項第2号にいう除外物件（以下「除外物件」という。）のうち「グラウンド」とは、学校教育法による運動場（建築物であるものは除く。）及び児童福祉法による屋外遊戯場等をいう。
- 3 除外物件のうち「屋外プール」とは、屋外プール本体及びプールサイドをいう。
- 4 除外物件のうち「高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など」とは、高圧ガス保安法第2条第1項に規定する高圧ガスの製造設備及び貯蔵設備等をいう。
- 5 除外物件のうち「ガス事業法に規定するガス工作物など」とは、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物等をいう。
- 6 除外物件のうち「消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など」とは、次の各号のいずれかをいう。
- (1) 消防法第10条に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（危険物の規制に関する政令の規定によりこれらの周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
  - (2) 名古屋市火災予防条例第38条第2項に規定する少量危険物取扱所のうち屋外にあるもの（同条例第40条の3第2項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
  - (3) 同条例第42条第1項に規定する指定数量以上の可燃性液体類等を貯蔵し又は取り扱う屋外の施設（同条第2項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
  - (4) 同条例第43条第2項に規定する合成樹脂類を貯蔵し又は取り扱う屋外の施設（同項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
  - (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第4項に規定する供給設備のうち、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則に定める技術上の基準に適合する貯蔵設備（同規則の規定により火気をさえぎる措置を講じる距離を有する場合はその距離を幅とする空地を含む）
  - (6) 同法第3条第2項第3号に規定する貯蔵施設（同規則第16条の規定により火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない距離を有する場合はその距離を幅とする空地を含む）
- 7 除外物件のうち「港湾法に規定する外郭施設」とは、港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設をいう。
- 8 除外物件のうち「鉄道事業法に規定する軌道など」とは、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設（建築物であるものを除く。）をいう。
- 9 除外物件のうち「軌道法に規定する軌道など」とは、軌道法に規定する軌道（建築物であるものを除く。）などをいう。

- 10 除外物件のうち「道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など」とは、道路法第2条第1項に規定する道路又は第2項に規定する道路の附属物（道路区域外のものを除く。）などをいう。
- 11 除外物件のうち「自動車運送事業の営業所・転回所における車路及び駐車場（大型車が利用するものに限る）」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第2条に規定される一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定される一般旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業に使用される営業所・転回所を対象とし、道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第2条に規定される大型自動車を利用するものをいう。
- 12 要綱第4条第2項にいう「工場立地法の対象となる工場」とは、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場をいう。
- 13 要綱第12条第1項にいう「植物が生育するための必要な資材」には、その資材に適した植物の組み合わせとして、別表の植物を使用する。

（別表）

補助資材型式	資材に適した植物
線的資材 （ワイヤー、金属棒）	巻きつる型（カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウテイカカズラなど）
格子状資材 （金網、ネット）	巻きひげ型（ニンニクカズラ、ビグノニア、トケイソウ、ブドウ類など）、巻きつる型（カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウテイカカズラなど）、巻き葉柄型（クレマチス、カザグルマなど）
面的資材 （ヤシがらマット、不織布）	付着根型（アメリカツルマサキ、オオイタビ、キヅタテイカカヅラ、ヘデラ・ヘリックス、ヘデラ・カナリエンシス、ナツヅタなど）、付着盤型（ビグノニア、ナツヅタなど）
植栽基盤型 （ポット差し込み、プランター）	植物の制限なし ただし、通年緑化をしていること

（雑則）

第3条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 10-8 建築基準法（抜粋）（最終改正：令和元年6月14日法律第37号）

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2 ～ 3 （略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第二十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 ～ 7 （略）

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 （略）

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2 ～ 7 (略)

#### 第四節 建築物の敷地及び構造

(容積率)

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 ～ 七 (略)

2 ～ 7 (略)

8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（特定用途誘導地区内の建築物であつて、その一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

9 ～ 15 (略)

(建蔽率)

第五十三条 建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

- 二 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域内の建築物 十分の五、十分の六又は十分の八のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
  - 三 近隣商業地域内の建築物 十分の六又は十分の八のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
  - 四 商業地域内の建築物 十分の八
  - 五 工業地域内の建築物 十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
  - 六 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五、十分の六又は十分の七のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの
- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 3 前二項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第一項各号に定める数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。
- 一 防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域を除く。）内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくは口のいずれかに該当する建築物
    - イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能（通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他建築物の部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。口において同じ。）を有するものとして政令で定める建築物（以下この条及び第六十七条第一項において「耐火建築物等」という。）
    - ロ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物（耐火建築物等を除く。第八項及び第六十七条第一項において「準耐火建築物等」という。）
  - 二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物
- 4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。）で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前三項の規定による限度を超えるものとすることができる。
- 5 （略）
- 6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域に限る。）内にある耐火建築物等
  - 二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの
  - 三 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

- 7 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号又は前項第一号の規定を適用する。
- 8 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号の規定を適用する。
- 9 (略)

(高度利用地区)

第五十九条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 ～ 5 (略)

(敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 (略)

(特定街区)

第六十条 特定街区内においては、建築物の容積率及び高さは、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。

- 2 特定街区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。
- 3 特定街区内の建築物については、第五十二条から前条まで及び第六十条の三第一項の規定は、適用しない。

(都市再生特別地区)

第六十条の二 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率、建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

## 2 ～ 7 (略)

### 第六節 景観地区

第六十八条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 前項第一号に掲げる建築物
- 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

## 3 ～ 6 (略)

### (仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十三条の規定の適用があるものとする。

## 3 ～ 4 (略)

5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二

項、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

- 6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物(二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。)のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項、第六十条の三第一項、第六十二条第二項、第六十四条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定(次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。

- 2 一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第六項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。
- 3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。)内に建築される一又は二以上の建築物のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものについては、特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。
- 4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、

各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、建築される建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。

5 ～ 10 (略)

[目次に戻る](#)

(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)

第八十六条の二 公告認定対象区域(前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第一項又は第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

2 一敷地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合(当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。)において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

3 ～ 7 (略)

8 公告対象区域内の第一項の規定による認定又は第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若しくは第四項(第二項の規定による許可に係るものにあつては、同条第三項又は第四項中一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなす部分に限る。)の規定を準用する。

9 ～ 12 (略)

## 10-9 都市計画法（抜粋）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 特別用途地区

二の二 特定用途制限地域

二の三 特例容積率適用地区

二の四 高層住居誘導地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域又は同法第九十条第一項の規定による特定用途誘導地区

五 防火地域又は準防火地域

五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十一条第一項の規定による景観地区

七 風致地区

八 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域

十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の規定による流通業務地区

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号（高度地区に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第十二号（都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。）

る。)又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。

3 地域地区については、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域地区の種類（特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類）、位置及び区域

二 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項

イ 用途地域 建築基準法第五十二条第一項第一号から第四号までに規定する建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）並びに同法第五十三条の二第一項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）

ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度

ハ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率

ニ 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要

ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）

ヘ 高層住居誘導地区 建築基準法第五十二条第一項第五号に規定する建築物の容積率、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）及び建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）

ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。）

チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。）に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十八項において同じ。）

リ 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

三 面積その他の政令で定める事項

4 都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

# 10-10 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（抜粋）

（適用区域）

第2条 この条例は、地区計画等において地区整備計画等が定められている区域のうち別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用する。

（建築物の緑化率の最低限度）

第8条の3 敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）を、対象区域内においては、計画地区の区分に応じ、それぞれ別表第2右欄の緑化率の最低限度の項に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) この条例の建築物の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）

の施行又は適用の日において既に新築又は増築の工事に着手していた建築物

(2) 増築後の建築物の床面積の合計が当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの

(3) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの

(4) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

(5) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項第3号から第5号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合においては、この条例で定められた建築物の緑化率の最低限度を、当該建築物の対象区域内にある部分に係る都市緑地法第35条第1項の規定による建築物の緑化率の限度とみなして、同条第4項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の緑化率に関する制限を受ける計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定による当該計画地区内の建築物の緑化率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（違反建築物に対する措置）

第8条の4 市長は、前条（第3項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港務局を含む。以下この項において

同じ。)の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が前条(第3項を除く。)の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第8条の5 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度(第8条の3第1項、第4項若しくは第5項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第3項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第12条 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第4条から第5条まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定を適用する。

(罰則)

第15条 (略)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の4第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第8条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

別表第1 (略)

別表第2（緑化率の最低限度 抜粋）

対象区域		緑化率の最低限度	施行日
名称	計画地区		
大井町地区整備 計画区域	南地区	10分の2	平成21年 10月31日
	中地区	緑化率の最低限度の規制なし	
	北地区	緑化率の最低限度の規制なし	
徳重駅周辺地区 整備計画区域	南西地区	10分の2。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メートル以内の地域については、この限りでない。	平成21年 10月31日
	北西地区	10分の2。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30メートル以内の地域については、この限りでない。	
	東地区	10分の2.5。ただし、都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20メートル以内の地域については、この限りでない。	
扇町2丁目地区 整備計画区域	全域	10分の2.5	平成21年 12月24日
青山台地区整備 計画区域	南地区	10分の2	平成22年 7月14日
	中地区	10分の2	
	北地区	10分の2	
平針黒石地区整備 計画区域	全域	10分の2.5	平成24年 12月21日
茶屋新田地区整備 計画区域	商業地区(A)	10分の2	平成25年 7月11日
	商業地区(B)	10分の2	
下志段味南荒田 地区整備計画区 域	全域	10分の2	平成25年 12月20日
名古屋大学東山 団地地区整備計 画区域	教育研究地区 (A)	10分の2	平成26年 3月25日
	教育研究地区 (B)	10分の2	
	交流地区	10分の2.5	
	緑化地区	10分の2.5	
金城ふ頭地区整備 計画区域	交流拠点地区	10分の1.5。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1とする。	平成26年 7月16日
	集約駐車場地区	10分の1.5。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1とする。	
茶屋新田まちづ くり地区整備計 画区域	シンボルロード 地区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	平成26年 12月18日
	沿道サービス地 区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	
	住宅地区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	
	公益サービス地 区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	
	集落景観地区	10分の1	
豊田五丁目地区 整備計画区域	南地区	10分の2	平成27年 3月12日
	西地区	10分の1	
	東地区	10分の2	

対象区域		緑化率の最低限度	施行日
名称	計画地区		
港明スマートタウン地区整備計画区域	商業地区	10分の2。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1.5とする。	平成27年 7月21日
	住宅地区	10分の2	
	スポーツ・レクリエーション地区(A)	10分の2	
	複合業務地区	10分の2	
明願地区整備計画区域	沿道地区	10分の1	平成27年 12月24日
	住宅地区	10分の1	
中志段味地区整備計画区域	南西地区(第1地区)	10分の2	平成27年 12月24日
	南西地区(第2地区)	10分の2	
	北東地区	10分の1.5	
大高赤塚地区整備計画区域		10分の1 ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1とする。	平成28年 7月11日
徳重東部第二地区整備計画区域		10分の1.5(熊野豊明線から20mの区域に限る)	平成28年 7月11日
ノリタケの森地区整備計画区域		10分の2.5	平成29年 3月22日
錦二丁目7番地区整備計画区域	東地区(A)	10分の2	平成29年 7月13日
	東地区(B)	10分の1	
妙見町地区計画	東地区	10分の1.5	平成29年 12月20日
志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画		10分の2	平成29年 12月20日
上志段味まちづくり地区計画		10分の1	平成29年 12月20日

## 第五章 緑の創出に関する施策

### 第一節 緑化地域等

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第23条 都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号。以下「政令」という。)第9条ただし書に規定する緑化率(法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層住居誘導地区(都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。以下同じ。)、高度利用地区(同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。以下同じ。))又は都市再生特別地区(同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。以下同じ)の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。)が10分の6以下の区域内にあっては、300㎡。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により、建ぺい率の最高限度が10分の6を超える建築物にあっては、500㎡

(2) 建ぺい率の最高限度が10分の6を超える区域内にあっては、500㎡

2 建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

(市の施設の緑化)

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 法第35条の規定による規制の対象となる建築物(法第36条の規定により同条が適用される建築物を含む)のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、法第35条の規定による緑化率の最低限度に規則で定める数値を加えたものとする。

(緑化施設の工事の完了の届出)

第25条 法第35条の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築(同条第1項に規定する新築又は増築をいう。第26条において同じ。)をしようとする者は、緑化施設(法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。)に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。)第8条の3の規定による規則の対象となる建築物の新築又は増築の場合に準用する。

(緑化施設の工事の完了を証する書面の交付)

第25条の2 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合も含む。)の届出があった場合において、当該建築物の緑化率が、法第35条又は第36条の規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

(緑化施設の管理)

第25条の3 法第44条に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。
- (2) 建築物の屋上又は壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回、点検に努めること。
- (3) 施肥、農薬等の使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

(条例による緑化率の規制)

第 26 条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が 500 m<sup>2</sup>未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 高層住居誘導地区、高度利用地区又は都市再生特別地区の区域内の建築物のうち、建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
- (2) 建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号及び第 4 項に該当する建築物のうち、建ぺい率（建築基準法第 53 条第 2 項の適用を受ける場合は同項に規定する建ぺい率）の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
- (3) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物

2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 2 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

3 前項の規定は、建築基準法第 53 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に該当する建築物については、適用しない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により建築物の新築又は増築をしようとする者は、規則で定めるところにより、その計画が第 1 項又は第 2 項の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の場合において、法第 35 条第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 36 条から第 38 条まで、第 40 条及び第 42 条並びにこの条例第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項から第 25 条の 3 までの規定を準用する。

6 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける建築物の敷地が、法第 35 条の規定による規制を受ける区域にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率の最低限度が定められていない区域にあっては、0）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

(立入調査)

第 45 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求め、または資料を提出させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査することができる。

3 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則（平成20年条例第28号）

- 1 この条例は、平成20年10月31日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例第26条第1項の規定による協議を行い、新築又は増築に着手している建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第41号）

この条例は、平成21年10月31日から施行する。